



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

(1) 平成27年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

ア 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、自動車運転代行業者に対し、自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。（別表第2関係）

イ 社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、養成施設を指定すること。（別表第2関係）

ウ 診療放射線技師法の規定により、診療放射線技師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

エ 歯科技工士法の規定により、歯科技工士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

オ 臨床検査技師等に関する法律の規定により、臨床検査技師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

カ 理学療法士及び作業療法士法の規定により、理学療法士養成施設を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

キ 視能訓練士法の規定により、視能訓練士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

ク 歯科衛生士法の規定により、歯科衛生士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

ケ 柔道整復師法の規定により、柔道整復師養成施設を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

コ 臨床工学技士法の規定により、臨床工学技士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

サ 義肢装具士法の規定により、義肢装具士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

シ 救急救命士法の規定により、救急救命士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

ス 言語聴覚士法の規定により、言語聴覚士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）

セ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消すこと。（別表第2関係）

ソ 食品表示法の規定により、特定食品関連事業者に関する指示内容を公表すること。（別表第2関係）

タ 理容師法の規定により、理容師養成施設を指定すること。（別表第2関係）

チ 美容師法の規定により、美容師養成施設を指定すること。（別表第2関係）

ツ 麻薬及び向精神薬取締法の規定により、麻薬卸売業者等の免許を行うこと。（別表第3・別表第5関係）

(3) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のツについては、平成27年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第16条第1項」を「第16条第1項の表局の部」に改め、同条中第27号を削り、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 統括林業普及員 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する統括林業普及員をいう。

第5条第2項中「、建築指導監」を削り、「又は調整監」を「、調整監又は統括林業普及員」に改める。

第11条第2項中「掲げる課長」の次に「又は科長」を、「当該課」の次に「又は科」を、「副課長」の次に「又は副科長」を加える。

第15条第1項の表課長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条中「、建築指導監」を削り、「、調整監」の次に「、統括林業普及員」を加える。

別表第1第12号知事決裁事項の欄の(1)中「当該」を「県行政の運営に関する基本的な事項を諮問し、付議し、又は意見を求める」に改める。

別表第2総務部の表総務課の項第2号部長専決事項の欄中(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第60条（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、学校法人に対して必要な措置を命じ、及び私立学校審議会等の意見を聴くこと。

別表第2総務部の表人事課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)中「副知事」の次に「、教育長」を加える。

別表第2防災部の表消防総務課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「及び」を削り、「求める」を「求め、及び同条第6項の規定により、市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する」に改め、同項第3号知事決裁事項の欄の(1)中「規定による」を「規定により」に、「の授与」を「を授与すること。」に改める。

別表第2地域振興部の表に次の1項を加える。

交通対策課	1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事務		(1) 法第22条第2項の規定により、自動車運転代行業者に対し、自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。 (2) 法第23条第2項の規定により、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、自動車運転代行業の全部又は一部の停止の命令をすべき旨を要請すること。
-------	---	--	---

別表第2環境生活部の表環境政策課の項第10号部長専決事項の欄中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第42条の規定により、法第3条第1項の指定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項第1号事務の種類欄中「社会福祉法」の次に「及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）」を加え、同号部長専決事項の欄中(6)を(7)とし、(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第19条第1項第2号の規定により、養成機関又は講習会を指定すること。

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。

(8) 政令第9条の規定により、指定養成機関等の指定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項に次の1号を加える。

4 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30		(1) 法第7条第2号又は第3号の規定により、養成施設を指定すること。
----------------------------	--	-------------------------------------

号) 及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)の施行に関する事務		(2) 法第39条第1号から第3号までの規定により、養成施設を指定すること。 (3) 政令第7条の規定により、指定養成施設等の指定を取り消すこと。
--	--	--

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項第2号部長専決事項の欄(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 法第2条第1項第2号の規定により、はり師の養成施設、きゅう師の養成施設又ははり師及びきゅう師の養成施設を認定し、又はその認定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項第3号部長専決事項の欄(2)中「指定する」を「指定し、又はその指定を取り消す」に改め、同欄(2)を(5)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第19条第2号の規定により、保健師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
(3) 法第20条第2号の規定により、助産師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
(4) 法第21条第3号の規定により、看護師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項に次の11号を加える。

5 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)の施行に関する事務		(1) 法第20条第1号の規定により、診療放射線技師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
6 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)の施行に関する事務		(1) 法第14条第2号の規定により、歯科技工士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の施行に関する事務		(1) 法第15条第1号の規定により、臨床検査技師養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
8 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)の施行に関する事務		(1) 法第11条第1号の規定により、理学療法士養成施設を指定し、又はその指定を取り消すこと。 (2) 法第12条第1号の規定により、作業療法士養成施設を指定し、又はその指定を取り消すこと。
9 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)の施行に関する事務		(1) 法第14条第1号の規定により、視能訓練士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
10 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)の施行に関する事務		(1) 法第12条第2号の規定により、歯科衛生士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
11 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行に関する事務		(1) 法第12条第1項の規定により、柔道整復師養成施設を指定し、又はその指定を取り消すこと。
12 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)の施行に関する事務		(1) 法第14条第1号の規定により、臨床工学技士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
13 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)の施行に関する事務		(1) 法第14条第1号の規定により、義肢装具士養成所を指定し、又はその指定を取

る事務		り消すこと。
14 救急救命士法（平成 3 年法律第36号）の施行に関する事務		(1) 法第34条第 1 号の規定により、救急救命士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。
15 言語聴覚士法（平成 9 年法律第132号）の施行に関する事務		(1) 法第33条第 1 号の規定により、言語聴覚士養成所を指定し、又はその指定を取り消すこと。

別表第 2 健康福祉部の表青少年家庭課の項第 1 号部長専決事項の欄の(4)を次のように改める。

(4) 法第34条の18の 2 第 3 項の規定により、病児保育事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第 2 健康福祉部の表青少年家庭課の項第 1 号部長専決事項の欄中(5)を削り、(6)を(5)とし、同欄の(7)中「第58条」を「第58条第 1 項」に改め、同欄中(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同項に次の 1 号を加える。

4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務		(1) 法第 7 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消すこと。 (2) 法第20条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対して改善を勧告し、若しくは改善を命じ、又は法第21条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対して事業の停止若しくは施設の閉鎖を命ずること。 (3) 法第22条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。
---	--	--

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 1 号事務の種類欄中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改め、同項第12号事務の種類欄中「製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）」の次に「及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）」を加え、同号部長専決事項の欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第 5 条第 1 号の規定により、製菓衛生師養成施設を指定すること。

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第12号部長専決事項の欄に次のように加える。

(3) 政令第23条の規定により、製菓衛生師養成施設の指定を取り消すこと。

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第14号事務の種類欄中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号）」の次に「及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第52号）」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

(4) 政令第 1 条の規定により、食鳥処理衛生管理者の養成施設を登録すること。

(5) 政令第 5 条の規定により、食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録を取り消すこと。

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第20号部長専決事項の欄中(9)を(13)とし、(8)を(12)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 政令第 9 条第 2 項において準用する政令第14条の規定により、食品衛生監視員の養成施設を登録すること。

(9) 政令第 9 条第 2 項において準用する政令第18条の規定により、食品衛生監視員の養成施設の登録を取り消すこと。

(10) 政令第14条の規定により、食品衛生管理者の養成施設を登録すること。

(11) 政令第18条の規定により、食品衛生管理者の養成施設の登録を取り消すこと。

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項に次の 3 号を加える。

<p>21 食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）の施行に関する事務</p>		<ol style="list-style-type: none">(1) 政令第5条第1項第1号の規定により、特定食品関連事業者に関する指示内容を公表すること。(2) 政令第5条第3項の規定により、指示及び公表の内容を農林水産大臣へ報告すること。(3) 政令第5条第4項の規定により、報告の徴収等の結果を農林水産大臣へ報告すること。(4) 政令第5条第5項の規定により、農林水産大臣からの通知を受理すること。(5) 政令第5条第7項の規定により、申出に係る結果を農林水産大臣へ報告すること。(6) 政令第6条第1項第1号の規定により、特定食品関連事業者に関する指示内容を公表すること。(7) 政令第6条第1項第2号の規定により、特定食品関連事業者に関する命令内容を公表すること。(8) 政令第6条第3項の規定により、指示、命令及び公表の内容を消費者庁長官へ報告すること。(9) 政令第6条第4項の規定により、特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその関係事業者に関する報告の徴収等の結果を消費者庁長官へ報告すること。(10) 政令第6条第6項の規定により、消費者庁長官からの通知を受理すること。(11) 政令第6条第7項の規定により、申出に係る結果を消費者庁長官へ報告すること。(12) 政令第7条第1項第1号の規定により、食品関連事業者に関する指示内容を公表すること。(13) 政令第7条第1項第2号の規定により、食品関連事業者に関する命令内容を公表すること。(14) 政令第7条第1項第3号の規定により、食品関連事業者等に関する命令内容を公表すること。
---	--	--

		<p>(15) 政令第7条第1項第6号の規定により、収去した食品の試験を登録検査機関等に委託する事務を行うこと。</p> <p>(16) 政令第7条第3項の規定により、指示、命令及び公表の内容を消費者庁長官へ報告すること。</p> <p>(17) 政令第7条第4項の規定により、消費者庁長官からの通知を受理すること。</p> <p>(18) 政令第7条第5項の規定により、消費者庁長官からの通知を受理すること。</p> <p>(19) 政令第7条第6項の規定により、申出に係る結果を消費者庁長官へ報告すること。</p>
22 理容師法（昭和22年法律第234号）及び理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第3条第3項の規定により、理容師養成施設を指定すること。</p> <p>(2) 省令第13条の規定により、理容師養成施設の指定を取り消すこと。</p>
23 美容師法（昭和32年法律第163号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第4条第3項の規定により、美容師養成施設を指定すること。</p> <p>(2) 省令第12条の規定により、美容師養成施設の指定を取り消すこと。</p>

別表第2 農林水産部の表農畜産振興課の項及び食料安全推進課の項を次のように改める。

農産園芸課	1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第4条第8項の規定により、農林業等活性化基盤整備計画の作成又は変更に同意すること。</p> <p>(2) 法第8条第4項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。</p>
	2 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行に関する事務		(1) 法第4条第4項の規定による生産物審査を行う技術職員を任免すること。
	3 献穀に関する事務		(1) 献穀者を決定すること。
	4 生産調整の推進に関する事務		(1) 市町村別米の生産目標数量を決定し、及び通知すること。
	5 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第5条又は第7条の規定により、野菜指定産地の指定又は解除をすべき旨を農林水産大臣に申し出ること。</p> <p>(2) 法第8条又は第9条の規定によ</p>

		り、野菜指定産地の生産出荷近代化計画を樹立し、又は変更すること。
6 野菜価格安定事業に関する事務		(1) 公益社団法人島根県野菜価格安定基金協会が行う価格補償事業を変更し、又は廃止を承認すること。
7 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の施行に関する事務		(1) 法第2条の3第1項の規定により、果樹農業振興計画を定めること。
8 地力増進法（昭和59年法律第34号）の施行に関する事務		(1) 法第4条の規定により、地力増進地域を指定し、又はその指定を解除すること。 (2) 法第6条の規定により、地力増進対策指針を定め、又は変更すること。
9 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関する事務		(1) 法第31条第2項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は肥料の登録を取り消すこと。 (2) 法第35条第1項の規定により、適用除外の肥料を指定すること。
10 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）の施行に関する事務		(1) 法第3条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域を指定すること。 (2) 法第4条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。 (3) 法第5条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を定めること。 (4) 法第6条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を変更すること。
11 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事務		(1) 法第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。 (2) 法第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

			(3) 法第10条第1項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。
畜産課	1 家畜取引法（昭和31年法律第123号）の施行に関する事務		(1) 法第3条の規定により、家畜市場を登録すること。 (2) 法第18条の規定により、家畜市場の登録を取り消し、又は家畜市場の開場の停止を命ずること。 (3) 法第29条第2項の規定により、職員に家畜市場等に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させること。
	2 家畜商法（昭和24年法律第208号）の施行に関する事務		(1) 法第7条第2項の規定により、家畜商の免許を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
	3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に関する事務		(1) 法第5条第1項の規定により、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすること。 (2) 法第5条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (3) 法第6条第1項の規定により、法第5条の規定の施行のため、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。
	4 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務		(1) 法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、市町村計画について協議を受けること。 (2) 法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第5項の規定により、市町村計画の変更について協議を受けること。 (3) 法第23条の規定により、調停の経過及び調停案を公表すること。
	5 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の施行に関する事務		(1) 法第10条第1項の規定により、登録ふ化業者の登録を取り消すこと。
	6 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の施行に関する事務		(1) 法第6条第1項の規定により、生乳生産者団体を指定すること。 (2) 法第10条第1項又は第2項の規定により、指定生乳生産者団体の

		指定を解除すること。
7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第73条の規定により、動物用医薬品販売業の管理者の変更を命ずること。 (2) 法第74条の規定により、動物用医薬品配置販売業者に対し、業務の停止を命ずること。
8	家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年島根県規則第101号）の施行に関する事務	(1) 規則第6条の規定により、家畜を集合させる催物の開催又はと畜場等の事業を停止し、又は制限すること。
9	獣医療法（平成4年法律第46号）の施行に関する事務	(1) 法第6条の規定により、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (2) 法第14条第3項の規定により、診療施設整備計画の認定をすること。
10	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の施行に関する事務	(1) 法第24条第1項の規定により、飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収その他必要な措置を命ずること。 (2) 法第33条第1項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。
11	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関する事務	(1) 法第19条第2項の規定により、家畜人工授精師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

別表第2 商工労働部の表中小企業課の項第1号事務の種類欄中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、同項第2号事務の種類欄中「島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則」を「島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（平成27年島根県規則第7号）による廃止前の島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表第2 商工労働部の表雇用政策課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「を承認すること」を削る。

別表第2 土木部の表砂防課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄の(2)中「第6条第6項」を「第7条第6項」に改め、同欄の(3)中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄の(4)中「第8条第8項」を「第9条第8項」に改め、同欄の(5)中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改める。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第6号部長専決事項の欄の(3)中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄の(4)中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改める。

別表第3 健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(3)中「第34条の15第2項」を「第

34条の18第2項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同項に次の1号を加える。

<p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年文部省令第2号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第29条第1項及び施行規則第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園の変更届を受理すること。</p> <p>(2) 法第29条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更届を受理すること。</p>
--	---

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第1号事務の種類欄中「薬事法、薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号グループリーダー等専決事項の欄の(6)中「法第36条の4第2項」を「法第36条の8第2項」に改め、同欄の(7)中「第38条」を「第38条第2項」に改め、同欄の(13)中「第12条第1項」の次に「及び第37条の9第1項」を加え、同欄の(14)中「第13条第1項」の次に「及び第37条の10第1項」を加え、同項第6号グループリーダー等専決事項の欄中(1)から(5)までを削り、(6)を(1)とし、(7)から(11)までを(2)から(6)までとする。

別表第3土木部の表建築住宅課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(2)中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同欄の(3)中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者証」を「取引士証」に改め、同欄の(4)中「取引主任者証」を「取引士証」に改め、同欄の(5)中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄の(6)中「第14条の14」を「第14条の13第3項、第14条の14又は第14条の15第4項」に、「取引主任者証」を「取引士証」に改め、同欄に次のように加える。

- (7) 宅地建物取引業の免許申請者が法第5条第1項第3号の3又は第8号の2に該当するかどうかについて、島根県警察本部へ照会すること。
- (8) 宅地建物取引士資格試験の合格者が法第18条第1項第5号の3に該当するかどうかについて、島根県警察本部へ照会すること。
- (9) 法第68条の2の場合において、宅地建物取引士及び宅地建物取引士資格者が法第18条第1項第5号の3に該当するかどうかについて、島根県警察本部へ照会すること。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「地域商業再生支援緊急対策事業、地域産業集積活性化計画支援事業、産地集積経営革新支援事業、集積産業販路拡大推進事業、資源循環型技術経営支援事業及び中小企業経営革新支援事業」を「しまね観光誘客推進事業、島根県地域商業等支援事業及び資源循環型技術経営支援事業」に改め、同項第4号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改め、同欄の(5)中「第34条第3項」を「第37条第3項」に改め、同欄の(6)中「第35条」を「第38条第1項」に改める。

別表第5保健所の項第9号事務の種類欄中「薬事法、薬事法施行令及び薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第4条第1項の規定により、薬局開設許可をすること。
- (2) 法第4条第4項の規定により、薬局開設許可を更新すること。
- (3) 法第7条第3項ただし書の規定により、薬局の管理者がその薬局以外の場所で薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。

- (4) 法第8条の2第1項の規定により、薬局に関する必要事項の報告を受理すること。
- (5) 法第8条の2第2項の規定により、報告事項の変更の報告を受理すること。
- (6) 法第8条の2第4項の規定により、必要な情報の提供を求めること。
- (7) 法第8条の2第5項の規定により、報告事項を公表すること。
- (8) 法第10条第1項（法第38条第1項若しくは第2項（配置販売業に係る部分を除く。）、第40条第1項若しくは第2項又は第40条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定により、薬局の休廃止等の届出を受理すること。
- (9) 法第10条第2項（法第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、薬局の名称等の変更の届出を受理すること。
- (10) 法第12条第1項の規定により、施行令第80条第1項第1号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可を与え、又は法第12条第2項の規定により、当該許可を更新すること。
- (11) 法第13条第1項の規定により、施行令第80条第1項第2号に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可を与え、又は法第13条第3項の規定により、当該許可を更新すること。
- (12) 法第14条第1項の規定により、施行令第80条第1項第1号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認を与えること。
- (13) 法第14条の9の規定により、施行令第80条第1項第3号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の届出等を受理すること。
- (14) 法第24条第1項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可をすること。
- (15) 法第24条第2項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可を更新すること。
- (16) 法第28条第3項ただし書の規定により、店舗管理者がその店舗以外の場所で店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。
- (17) 法第33条第1項の規定により、配置従事者の身分証明書を交付すること。
- (18) 法第35条第3項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。
- (19) 法第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可をすること。
- (20) 法第39条第4項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を更新すること。
- (21) 法第39条の3の規定により、管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を受理すること。
- (22) 法第40条の5第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可をすること。
- (23) 法第40条の5第4項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。
- (24) 法第69条第1項、第2項又は第3項の規定により、製造販売業者等から報告をさせ、職員に立入り等をさせること。
- (25) 法第70条第1項の規定により、医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者を除く。）に対して、廃棄等を命じ、又は同条第2項の規定により廃棄等の処分をさせること。
- (26) 法第76条の8第1項の規定により、指定薬物の貯蔵等をした者から報告をさせ、又は職員に立入り等をさせること。
- (27) 施行令第1条の4の規定により、薬局開設の許可証を交付すること。
- (28) 施行令第1条の5の規定により、薬局開設の許可証の書換え交付をすること。
- (29) 施行令第1条の6の規定により、薬局開設の許可証の再交付をすること。
- (30) 施行令第1条の8の規定により、薬局開設の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。
- (31) 施行令第5条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業に係る許可証の書換え交付をすること。
- (32) 施行令第6条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業に係る許可証の再交付をすること。
- (33) 施行令第12条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可証の書換え交付をすること。
- (34) 施行令第13条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可証の再交付をすること。

- (35) 施行令第44条の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証を交付すること。
- (36) 施行令第45条第1項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付をすること。
- (37) 施行令第46条第1項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付をすること。
- (38) 施行令第48条の規定により、医薬品等の販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。

別表第5保健所の項第12号地方機関の長専決事項の欄中(5)を(10)とし、(1)から(4)までを(6)から(9)までとし、(6)の前に次のように加える。

- (1) 法第3条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の免許を行うこと。
- (2) 法第7条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の業務等の廃止に係る届出を受理すること。
- (3) 法第8条の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の返納を受理すること。
- (4) 法第9条の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の記載事項の変更に係る届出を受理し、免許証の書換え交付をすること。
- (5) 法第10条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の再交付をすること。

別表第5保健所の項第17号事務の種類欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第10条第1項」を「第28条第1項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄の(2)中「第10条第2項」を「第28条第2項」に改め、同欄の(3)中「第12条第2項」を「第30条第2項」に、「第10条第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄の(4)中「第12条第2項」を「第30条第2項」に、「第10条第2項」を「第28条第2項」に改め、同欄の(5)中「第13条第2項」を「第31条第2項」に、「第10条第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄の(6)中「第13条第2項」を「第31条第2項」に、「第10条第2項」を「第28条第2項」に改め、同欄の(7)中「第15条第1項」を「第33条第1項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄の(8)中「第16条」を「第34条」に、「第1種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄の(9)中「第22条第3項」を「第47条第3項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

別表第5支庁及び農林振興センターの項中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

26 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度及び島根県治山アドプト制度に関する事務	(1) 交付金の交付に関する事務を行うこと。
---	------------------------

別表第5家畜保健衛生所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改め、同項第3号事務の種類欄中「薬事法、薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(6)中「第83条の2の2第1項」を「第83条の2の3第1項」に改める。

別表第5支庁及び水産事務所の項に次の1号を加える。

11 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度に関する事務	(1) 交付金の交付に関する事務を行うこと。
--------------------------------	------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第6号の改正規定及び別表第5保健所の項第12号の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の島根県事務決裁規則別表第2総務部の表人事課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)の規定は適用せず、この規則による改正前の島根県事務決裁規則別表第2総務部の表人事課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)の規定は、なおその効力を有する。